

区長さんの仕事

桜木町内会

1 区長の役職

区長は町内会役員の中で常任理事であり、会長又は専門部および組織部と連絡を保ち、自己担当区内の各班長との仲介的な役をつとめる。

2 町内会行事への出席

総会で決定した町内会の事業計画（盆踊り大会、運動会、防災訓練など）に積極的に参加するとともに、担当区内各班長に参加するように呼びかける。

3 区内会員世帯数の把握

担当区域内各班長よりの入会、脱会届を受理し、調査部長に回送する。つねに担当区域内各班の会員世帯数の把握に努めること。

4 回覧文書（チラシ）の配分

事務局から配布された回覧文書等を班長へ回送する。

5 問題処理

町内会運営上の問題について会員および班長より希望、要求、不平、不満などの申し出があったときには、自治的精神で判断し必要と認めたときはその取りまとめを行い、会長または専門部長に連絡すること。

6 弔慰、見舞の代行

担当区内で町内会の弔慰および見舞を受ける会員世帯が発生したときは速やかに会長に連絡する。その会員世帯が町内会に多大の貢献があった会員世帯については、会長がこれを行うが、一般世帯の場合は区長がこれを代行する。

7 その他

(1) 担当区内の班および会員に対する各種調査のとりまとめを行い、各所属に回送する。

(2) 地域防犯連絡所として防犯相談等を会長に取り次ぐこと。